

新発田市民プール利用規定・注意事項

1. 次に該当する方は、プール施設（更衣室含む）への入場をお断りします。

- ① 伝染性疾患、又は公衆衛生上害を及ぼすようなおそれのある方
- ② 医師から水泳、水中運動を禁止されている方
- ③ 酒気をおびている方、及び酒気をおびていると思われる方
- ④ 犬、猫等ペット類を伴っている方
- ⑤ 他人に危害を及ぼすおそれがあり、また他人に迷惑になるような物品を携帯されている方
- ⑥ 保護者が同伴していない未就学児（小学生未満）
- ⑦ 新発田市民プール利用規定・注意事項をお守りいただけない方

2. 次に該当する方はプール施設から退場していただきます。

- ① プール施設あるいは備品を故意に汚損し、または破壊した方
- ② プール施設で飲酒、喫煙、火気を使用した方
（喫煙は、プール敷地内指定の場所であれば可能です。）
- ③ 衛生、風紀、保安上障害となり、他人に迷惑をかけた方
上記事項については警告なく退場していただきます。
- ④ 刺青（タトゥー）をされている方
（水着などで見えないようにしている場合は入場可とします。）
- ⑤ 整理員、監視員等の指示に従わない方

3. 次に該当する行為は禁止とします。

【全プール共通】

- ① プールフロア内は衛生上、土足入場、飲食物の持込
※水筒・ペットボトルに限り、所定の場所（テント・パラソル内）への持込、給水は可能です。
- ② プールフロア内や通路などでの走る行為
- ③ 敷物等での場所の占拠
- ④ 水着を着用せず入水すること
※幼児プールのみ大人はハーフパンツでの足のみの入水は可能です。
- ⑤ スタート台やプールサイドからの飛び込み。
- ⑥ 水中メガネ（鼻までおおわれているもの）、ガラスレンズゴーグル、スキューバゴーグル、フィン、シュノーケル等の使用
- ⑦ ビーチボールや大型（一般的な浮き輪以上）遊具の持込及び使用
- ⑧ 眼鏡、時計、貴金属アクセサリーやその他、破損、変色、変形、紛失の恐れのある物の着用
- ⑨ サンオイル等を塗ったままの入水（シャワーで洗い流して入水すること）

4. 各プール注意事項

【プール施設（更衣室、駐車場含む）】

- ① プール施設あるいは備品を汚損し、または破壊した場合は、現状復旧、損害賠償等の責任を負っていただきます。
- ② ロッカーの鍵を紛失した場合、修理代として実費をいただく場合があります。
- ③ 貴重品の紛失・盗難等については、一切責任を負いませんので各自で管理願います。

【幼児プール】

- ① 幼児用スライダーは、小学校3年生まで使用可。
なお、混雑時は使用を制限する場合があります。
- ② 付添いの保護者が水着の上にTシャツやタオルをはおるまたは帽子をかぶることは可能です。
- ③ 水遊び用オムツの上に水着を着用した場合は入水可能です。
- ④ 浮き輪（直径100センチ以内）、ビート板は使用可。
なお、混雑時使用を制限する場合があります。

【25m プール】

- ① 浮き輪（直径100センチ以内）は使用可。なお、混雑時使用を制限する場合があります。
- ② 幼児は保護者付き添いの場合のみ入水は可能です。

【50m プール】

- ① 小学校4年生以上が利用可能です。
- ② 浮き輪、ビート板等の使用はできません。
- ③ 混雑時、遊泳コース等を設定する場合があります。

【その他】

- ① 衛生管理上、入水する際はスイミングキャップを着用してください。
- ② 整理員・監視員はプールフロア内にて、専用のサンダルや帽子等を監視用ユニホームとして着用しています。
- ③ 「利用規定・注意事項」に記載のない事案が発生した場合は、整理員、監視員の指示に従ってください。

新発田市スポーツ推進課